

令和4年度芦東山記念館館長講座
「江戸時代の一関市域における警察機構」

第3回
めあ
いたずらものしまやく
目明かし・徒者べり役のはなし

令和4年9月3日（土）13時30分～15時
於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

1) 警察力として利用された庶民

仙台藩と一関藩の犯罪捜査や被疑者の逮捕を担うのは、町奉行所の同心や目付といった藩の役人であるが、かれらの業務の補助をしたり情報を提供したりする庶民の存在も欠かせなかつた。そのような庶民として、仙台城下には目明かしや十人組、郡村には徒者べり役や合判持ちと呼ばれる者がいた。

このうち、十人組は同心もしくは目明かしの配下と思われるが、その実態は必ずしも明確ではない。また、合判持ちは、小人目付や目明かしの配下であることを証明する合判を持つ者であろうが、これまたその実態は不明確である。そこで、ここでは、ある程度その実態が解明でき、しかも警察力として重要と思われる目明かしと徒者べり役を中心にはなしを進めることにする。

この警察力として重要な役割を果たした目明かしや徒者べり役は、しかし、蛇の道は蛇の譬えのごとく、多くの場合は犯罪者がその罪を許されて、藩の犯罪捜査に協力するに至った者であり、いわゆる二足の草鞋を履く者であった。これは何も仙台藩・一関藩に限つたことではなく、全国どこにでもみられる現象だった。

2) 芦東山の目明かし否定論

ところで、芦東山は、このような目明かしの存在に否定的だった。すなわち千葉寛二郎氏の訳注『無刑録訳注』第10巻(初版1982年、第2版2007年、一関市教育委員会)259頁に、現代語訳すれば以下のよう箇所がある。

古人は遷者をおくことをもって治世の事にあらずとした。ましてや警跡や目明かしのたぐいを使うことをや。正徳中、江戸の儒臣新井先生は、無賴の匪徒をもって目明かしとすることを力を入れてそしった。その論はなはだ正しい。

つまり、古い時代の中国では、よく治まっている世では見廻りする役人をおく必要はないし、まして盗人の跡を付けねらう者や目明かしの類を使うことはなかった、わが国では、江戸時代の正徳年代に、新井先生が無賴漢を目明かしとして利用することを断固として否定した、この主張はまったく正しい、というのである。

この新井先生とは第6代將軍徳川家宣の政治顧問であった新井白石であり、次に紹介するように、彼の主導で正徳2年(1712)9月に目明かし使用禁止令が出された。芦東山は、この白石の主張をなはだ正しいと評価したのである。東山も、天下の御政道は、裏でこそと目明かしなどを利用せず、正面から正々堂々と行われるべきであると考えていた

ことは間違いない。硬骨漢、東山の面目躍如というべきか。もっとも、東山が目明かし使用禁止を藩に提言した形跡はないように思われる。この点はさらに確認する必要がある。

それはともかく、今回は、芦東山がその存在を非難したこの目明かしと、とくに農村部において目明かしと同様の役割を果たした徒者メリ役が、仙台藩・一関藩においてどのような存在だったのかについて検討を加えたい。

I 目明かし

1) 江戸幕府の目明かし

① 目明かし使用禁止令

江戸幕府も、近世前期には目明かしを積極的に利用していたが、近世中期に至り、すでに紹介した通り新井白石がその使用を禁止した(正徳2年(1712)9月、『御触書寛保集成』15号)。この法令の読み下し文を掲げておこう。

近年以来、罪悪極重の輩をたすけおき、目明かし・口聞いなどと名付け候て、もし罪の疑わしき者出来候時は、奉行中かの輩に申し付け、あるいは捜し求め糺明せしめ、ことの実否、罪の有無を決断これある由に候、たとい彼の輩の申ところ、そのことをあやまらず候とも、奉行の面々これらの輩の力を借り用い候て、天下の御政事を取り沙汰候はんこと、はなはだもってしかるべきからず候、また彼の輩の申すところ、あるいは遺恨により、あるいは賄賂によりて、ことの体引き違え、理を非とするの類、種々これある由風聞候、よろしく早く彼の輩に本罪をただし、自今以後これらしかるべきからざることども停廃あるべきことに思し召され候こと、

以後、目明かし使用禁止が幕末まで継続する。

② 岡っ引き

しかし、彼らは「岡っ引き」と名を替えて使用され続ける。それは、江戸の正規警察力がきわめて弱体だったからに他ならない。正規警察力は、

・南北両町奉行所の三廻り同心(定廻り各6人・臨時廻り各6人・隠密廻り各2人)
が中心

・他に火付け盗賊改め

がある程度だった。これを補完する岡っ引きは同心が私的に利用した者であり、十手も預けられることはなかった。確かに犯罪捜査や被疑者捕縛に一定の役割を果たしたと思われるが、実はその弊害も大きかった。この点は、仙台藩・一関藩の目明かし・メリ役と共通点があるので、後ほど触れることにする。

2) 仙台城下の目明かし

仙台藩の目明かしは、『肯山公(=4代藩主綱村)治家記録』後編巻の39、元禄元年(1688)12月7日条(『仙台藩史料大成 伊達治家記録』12巻、170頁)の、被疑者探索のため「南部へハ町同心武右衛門、彦内、湯原ノ者、目明シ四兵衛ヲ差遣ス」との記事などから、元禄期には存在したことが確かだろう。

しかも、この目明かしは、藩の最下級役人である「凡下列」29段階の最後尾に位置付けられ、また目明かしのなかには藩から拝領屋敷を与えられている者も確認できるので、明らかに公認された存在である。おそらく定員は1名だったと思われる。

ただし、この目明かしの下には「十人組」と呼ばれる多数の手下がいた。この十人組が江戸の町の岡っ引きに当たる者と思われる【資料1】。もっとも、この十人組については、そもそもなぜ十人組と呼ばれたかという初步的なことさえ不明で、その活動実態もよく分からぬ。今後の研究課題である。

それはともかく、目明かしの職務はおよそ次の通りである。

① 犯罪捜査

- ・これが職務の第1であることはいうまでもない。自身が直接乗り出していくこともあるが、実際には十人組や合判持ちと呼ばれる手下や乞食小屋主を駆使して捜査を行った。
- ・活動地域は藩外にも及び、他藩の目明かしとのネットワークが構築されていたようである【資料2】。

② 乞食支配

- ・目明かしが乞食を支配下に置いて犯罪捜査に利用していたことは、享保5年(1720)に「目明かし十右衛門」が藩に提出した「恐れながら口上書をもって左の通り窺い奉り候」という文書によく表れているが、これについては次回の乞食小屋主についてはなすときに詳しく解説したい。

③ 香具師支配

- ・遅くとも元文3年(1738)以来、他領からきた薬売りや山師の類が城下に宿泊する場合は、宿を提供する者がその香具師を目明かし宅に連れて行って届けをし、また、香具師が在方に行く場合は、目明かしが在方の小方(=合判持ち)宛の添え状を発行したらしい。
- ・ただし、香具師支配は主として国分町の小竹屋長兵衛こくぶんまち こたけ やちょうべえが行っており、この小竹屋の香具師支配と目明かしの香具師支配とがどのような関係になっていたのかがよく分からない。

④ 芝居・芸能興行支配

- ・芝居・芸能興行に目明かしが関係することは、おそらく全国的にみられる現象であり、仙台藩領でも文政元年(1818)2月の芝居興行に目明かしの「北目町運五郎きためまち ゆんごろう」が関与していた資料がみられる。しかし、その実態の解明はまだ不十分である。

3) 一関市域仙台藩領の目明かし

一関市域に關係すると思われる目明かしについては、『肯山公治家記録』後編巻の54下、元禄4年(1691)6月18日条(『仙台藩史料大成 伊達治家記録』15巻、301頁)に、「輪王寺入仏開堂の赦を行わる、涌津(花泉町)茂左衛門本所御免、かつ目明かしに命ぜらる」との記事がある。

この茂左衛門は本所御免となっているので、単純に考えれば一関藩領である涌津の目明かしに任じられたといえそうだが、判決は仙台藩の評定所が下しているので、仙台藩領の目明かしになった可能性も排除できない。しかし、その後の諸記録には、仙台城下の目明かしは確認できても、仙台藩領の在方に目明かしがいたという記録は見出せない。一関市域の仙台藩領についても目明かしの存在を示す資料をもたない。

となると、この茂左衛門は仙台城下の目明かしに任命されたのだろうか、それとも在方

の合判持ち等の目明かしの手下にされたのだろうか。判断に迷うところである。

いずれにしても、一関市域の仙台藩領には目明かしはおかれなかつたが、その支配を受ける合判持ちは各地に存在したろう。また、香具師も目明かしの指示を受けて犯罪捜査に携わったのではないか。さらに、大肝入の下に徒者ゞり役がおかげで警察業務を担つたことは、他の仙台藩農村部と同様である。

4) 一関藩領の目明かし

これに対して、一関藩領においては、【資料3】のごとく明らかに目明かしが存在する。もっとも、No.13は正規の目明かしでなく、No.1、8、17も正規の目明かしといえるかどうか疑問が残るが、これら以外の13件は、目明かし・仮目明かし・目明かし下役・目明かし加勢の肩書きを有しているので、目明かしの類型に入れることができる。

『一関市史』1巻・通史(一関市、1978年)697頁によれば、文化2年(1805)当時の目明かしは、他の町役人である検断肝入・組頭・御本陣守・舟守と並んで駅役(=労務提供)を免除されているので、公認された存在であったことは確かだろう。

ただし、『同上』700頁に、軍書・淨瑠璃等の興行は、「目明ノ手当ニ折節ハ御免アルベキコトナリ」とあることから、おそらくは目明かしとしての公費支給はなされず、芸能興行その他の事業主になることで収入を得ていたものと思われる。

ところで、【資料3】は、『増補刑罪録』の書名の通り、悪事を犯した目明かしの処罰事例を示したものであり、肝心の犯罪捜査・被疑者捕縛に果たした目明かしの役割を直接示してはいない。一関藩士の原田家所蔵の「御目付勤め方」に、寛政元年(1789)6月に、目明かし三之助が、召し捕り者について功績があったとして1貫500文の褒美を与えられた記事があり(『一関 原田文書』172頁)、目明かしの本来の役割の一端を示していると思われるが、ここでは、【資料3】から読み取れる目明かしの特徴を拾ってみよう。

- ・目明かしは、ほとんど城下の一関町あるいは二関町に居住している。
- ・悪事の結果目明かし等の役職を「召し放」されているので、任命も公的なもので、決して私的に使用されている者ではない。
- ・諸事件に介入して内済し、謝礼金等を受け取る。
- ・犯罪者と内密に繋がりをもったり、故意に逃亡させたりする。
- ・小唄興行などの芸能者と一定の関係をもつ。
- ・おそらく十手・早縄等の捕り物道具をもつ。

さしあたり【資料3】から以上の点を読み取れるとすれば、犯罪捜査や被疑者捕縛に協力する反面として、事件に立ち入って内済を図り、そのための報酬を受け取ったり、場合によっては被疑者の逃亡を手助けするなど、その存在の弊害をも確認できるだろう。

以上のような弊害は、決して一関藩の目明かしに特有なものではなく、おそらく仙台藩も含めて、全国的に多かれ少なかれ指摘できることであろう。このような弊害があるからこそ、幕府は目明かしの使用を禁止したのだが、一関藩は、そして実は仙台藩も、城下の目明かしの使用を幕末まで続けた。それは一体なぜなのか。この問い合わせに答えなければならないのだが、それは、目明かしと類似的な性格をもつゞり役について検討した後に、まとめて考えてみよう。

なお、目明かしと遍歴する芸人との関係を示す文献としては、豊後大掾を名乗る江戸の

じょうるりかた 淨瑠璃語りの旅日記である『筆滴可勢』を挙げられる。すなわち、その文政 11 年(1828)8 月 6 日条に「山の目(旧一関市)菅原や東蔵」の世話で、その弟で一関(同)にいる三蔵という目明かしの家で興行することになり、さらに同月 9 日条に「一ノ関目明し才三郎どの方にて為寄興行、山ノ目より三蔵方え引越」とある(『日本庶民生活史料集成』3 卷(第一書房、1969 年) 604 頁)。

ちなみに、ここに名前の出てくる三蔵と才三郎と同一人物と思われる、「両町メ役三蔵、目明才三郎」は、天保 4 年(1833)4 月に、肝入の考えで一関村の者を所払いに処した際、同心の指図のもとではあるが、目明かし宅で百姓を酷く取り扱い不行届きだとして、叱りの処分を受けている(『増補刑罪録』2079 号、【資料 3】の No. 7 及び【資料 4】の No. 12)。権威を傘に、強勢・不法な取り調べを行う目明かしやメ役の姿が窺われる。

II メ役

1) 仙台藩領の徒者メ役

一関市域に限らず仙台藩領全体のメ役は、一般に徒者メ役と呼ばれており、大肝入に附属して、文字通り徒者や博奕犯、喧嘩口論の取り締まり等、その地域の治安維持を図るとともに、大肝入の指揮を受けて年貢・諸役納入の督促などにも携わる任務を有した。

元文~延享期(1736~1747 年)の資料に徒者メ役の語がみえるので、その頃にはこの職名が成立していたと思われるが、すでに近世前期にその前身といえる役人は存在していたろう。そのような性格の役人は、全領一斉に設置されたわけではなく、必要に応じて地域ごとに設けられたものであろう。

このメ役は大肝入の私的な使用人ではなく、藩によって公認された村役人であり、就任する人物は、このような治安維持を図るとともに、博奕犯等とも一定の繋がりのある人物であり、これまた二足の草鞋を履く人物だったといってよからう。

その定員は、原則として大肝入手前に 1 名宛であるが、藩の許可を得て人数を増やすことができた。一方、仮役・加勢・下役などを利用してはならないとの法令も出されてるが、実際にはメ役のみではどうてい職務を遂行できず、各種名称を付けた手下が利用され続けた。

徒者メ役は、上記の通り大肝入に附属した役人であるが、時には小人目付にも利用されたらしい。大肝入としては、自分の部下である徒者メ役を小人目付が利用することをできるだけ排除したかったようだが、慣例として小人目付にも利用されており、藩としても一応それを黙認していた。

2) 一関市域仙台藩領のメ役

一関市域では徒者メ役を単にメ役と呼ぶことが多いように思われるが、それはともかく、一関市域仙台藩領のメ役について現在入手している関係資料はごくわずかで、1 つは、明治元年(1868)12 月に東山で生じた百姓一揆において、曾慶村(大東町)や長坂町(東山町)のメ役の居家が打ち破られたという記事(北上市史刊行会編『北上市史』3 卷、近世(1)(北上市、1976 年)967・8 頁)である。この一揆は同月 23 日に曾慶村から始まり、翌 24 日には渋民村(大東町)に移動し、肝入芦宇一郎家が酒飯を出して、わずかな被害で済んだようである。

しかし、寛政9年(1797)に仙台領北部に勃発した、仙台藩としては希有な大百姓一揆でも、その要求項目の1つに「徒者べり役、責め付け方へ相廻られ候ことは、相止められ候こと」とあり(吉田『仙台藩刑事法の研究』50頁)、べり役は日常的に百姓の恨みを買うような存在だったのであろう。

第2は、江戸の落語家である船遊亭扇橋が著した『奥のしをり』のなかで、天保13年(1842)3月10日に「山ノ目べり役藤吉殿」の世話になり、3晩座敷で興行している記事である(『日本常民生活資料叢書』9巻(三一書房、1972年)9頁)。この資料に表れる、こうした遍歴する芸人の世話は、その地の顔役によくみられることであり、目明かしないしぶり役に任じられる人物の性格をよく示しているといえる。

3) 一関藩領のべり役

一関藩の『増補刑罪録』には、【資料4】のように、相当数のべり役関係の記事がみられる。まずは、この表から読み取れるべり役の特徴を挙げてみよう。

- ・名称はべり役が多数だが、徒者べり役・御郡べり役とも呼ばれている。
- ・御郡べり役との名称からすると、郡単位で設置されたように思われるが、仙台藩の例からすると、やはり大肝入に附属する形で設置されたものであろう。
- ・目明かしと同様、悪事の結果べり役の役職を「召し放」されているので、任命も公的なもので、決して私的に任用されている者ではない。
- ・No.12の「両町」は城下の一関町・二関町を指すと思われるが、ほとんどは農村部に居住している。
- ・横目に従って召捕者に携わっている。しかし、その一方で、被疑者の逃亡を手助けする事例も目立つ。
- ・諸事件に立ち入って内済を図り、謝礼を受け取る事例がみられる。
- ・博奕との係わりが深い。

これらの特徴をまとめれば、べり役は、大肝入に附属して、横目の指示を受けながら犯罪捜査・被疑者捕縛等の警察業務の一端を担った。例えば、【資料4】にはあらわれていないが、寛政元年(1789)6月に、流涌津村(花泉町)のべり役久右衛門は、蝦鳴村(同)藤蔵を召し捕ったとして1貫文の褒美を与えられている(『一関原田文書』172頁)。

一方、べり役は、自身がその地の顔役として、博奕打ちや遍歴する芸人等と深い関係をもちつつ、内済取りまとめや犯罪者の利益を図ることで収益を貪る性格の人物である。

なお、べり役との肩書きが記されていないので、【資料4】には掲げなかったが、天明6年(1786)5月に、強勢に召捕者をし、我儘で村役人・親類・組合の申し付けを軽んじて村の風儀を取り乱したとして、牢舎30日に処された、東山摺沢村(大東町)吉郎兵衛(『増補刑罪録』811号)、文政3年(1820)4月に、理不尽申し懸け・傷害等のほか、百姓に不似合いの十手を所持して強勢・不法として、江嶋(現宮城県女川町)へ流罪、持ち道具欠所となつた、西黒沢村(旧一関市)甚作聟の四左衛門(『同上』850号)なども、べり役に関係する人物だったかもしれない。

おわりに

公的な警察力がきわめて弱体だった江戸時代においては、犯罪者の罪を許す代わりに警

察力の協力者・情報提供者となる目明かしが必要不可欠だった。しかし、支配の正当性を重視する新井白石や芦東山は目明かしの使用を否定した。江戸幕府は、この新井白石の主張する理念を受け入れて、近世後期には目明かしの存在を認めなかった。しかし、現実には、目明かしが岡っ引きと名を変えて、必要悪として存在し続けた。

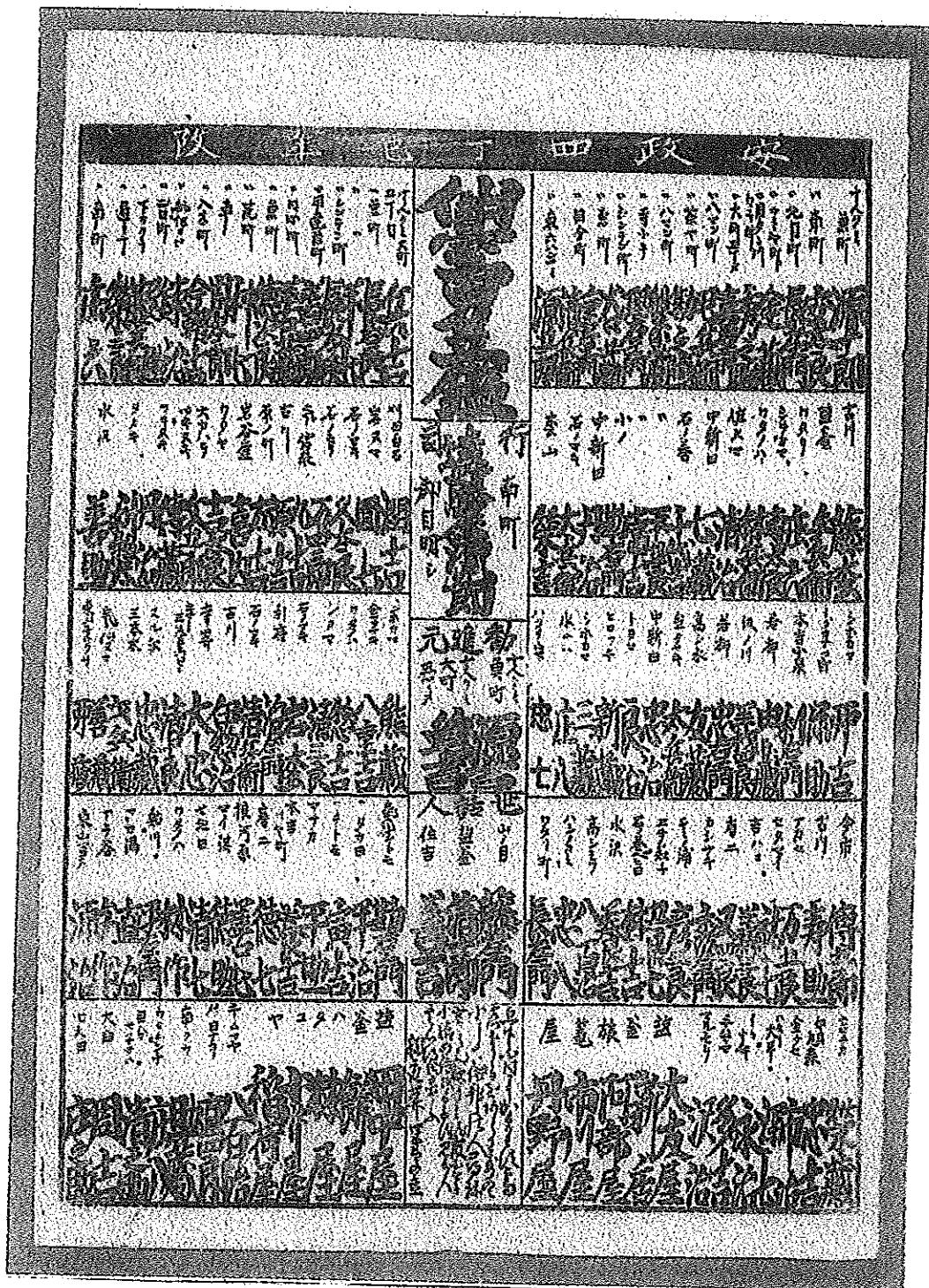
これに対して仙台藩は、目明かしを最下級役人として位置付けたように、その存在を否定することなく、一貫して利用し続けた。実際、目明かしとその配下の十人組は、藩の警察力として一定の役割を演じている。芦東山も、理念として目明かしを否定した新井白石に賛意を示しているが、藩に目明かし禁止を提言したことはなかったように思われる。したがって、仙台藩は幕府と異なり、目明かしを公的に認められた警察力として使用したのである。

なお、一関藩は、城下の警察力として、おそらく仙台藩が十人組と称した警察力を目明かしと呼んで、同じく公的にその使用を認めている。なぜ十人組と呼ばないで目明かしと呼んだのか、この初步的な疑問を初めとして、一関城下には何人程の目明かしがいたのか等、その実態解明がぜひ必要である。

一方、一関市域の農村部の警察力としては、仙台藩領・一関藩領とともに徒者より役がその中心となった。彼らは大肝入の下に原則として1人配置されたが、広域をカバーするためには1人では不足であり、加勢とか仮役といった名目で、複数人おかれる場合もあった。農村部の公的警察力は城下以上にきわめて脆弱だったため、徒者より役を複数人おかざるを得ない地域が多かったのではないか。

なお、彼らは諸国を渡り歩く芸人の世話をする等、仙台城下の十人組と同様にその地域の顔役であり侠客だったのではないかと思われるが、大肝入の指示のもとで百姓に対して年貢・諸役の過度な督促を行ったりすることもあり、百姓一揆に際してその攻撃対象になったこともあることを見逃してはならない。

オトコゲテカカミ
〔資料1〕仙台市史 資料編3・近世2・城下町、口絵)



[資料2]

① 仙台市史編集委員会編『仙台市史』通史編4・近世2(仙台市, 2003年)
141頁

金五両	目明仲吉
大和屋久兵衛	唐丹生屋二
相助屋候	大町五丁目
同人	同人
一、金五両	八三郎
(中略)	
右五口合、金五両三歩十 錢五百文、御町奉行手前 置金之内を以被相渡 會付可被相出候、但、飯田 能登妻并同人家来 日塔亭右衛門被相參候、 右仲義成、南部迄 相越、身分といとハナ 相傷、重罪之者を 召捕候、右八三郎等	
立候、右造儀者内之者等 用立御用間を合せ候 に付、右之通御袴莫 被仰渡候二付、如此二 御座候、以上	
宝曆式年 九月 昌中助惣	

98 目明の活動を示す文書 目明仲吉が「南部」まで出向いて活動を行ったことが記されている

② 山形市史編集委員会編『山形市史編集資料』10号(1968年)収録『山形
町村年中行事』(足輕目付の用意) 13頁

塩竈	同本宮	同八丁目	伊達政和	上ノ山忠源	八幡堂利左衛門	秋酒田高橋五兵衛	天童田傳之助	楯谷地市兵衛	童岡運助	天童喜兵衛	童岡剛助	天童又七	童岡藏	近國目明
竈	同白川	卯太郎	七	内門	左衛門	五丁目忠吉	左衛門	兵衛	祐	左澤祐	左澤祐	左澤祐	左澤祐	
竈	福田屋源兵衛	水戸屋喜四郎	同二本松	内門	内門	五丁目忠吉	内門	兵衛	祐	尾花沢藤九郎	尾花沢藤九郎	尾花沢藤九郎	尾花沢藤九郎	
竈	荒能峯右衛門	同白坂佐吉	同福鳩	内門	内門	越後村上祐	内門	兵衛	祐	根澤祐	根澤祐	根澤祐	根澤祐	

【資料3】『増補 刑罪録』に見られる目明かし関係記事

No.	年	月	名前	肩書き	住所	犯事	内容	刑罰	通し番号
1	元文 4年(1739)	8月	不明	目明かし同様の者2人	不明	横死の者を自己の取り計らい、訴えず	御所徘徊禁止の者を出入りさせる	戸結7日 戸結20日	1557
2	寛政12年(1800)	11月	与助	目明かし	不明	御所徘徊禁止の者を出入りさせる	御所徘徊禁止の者を内密に贋屋より取り廻し	自明かし召し放し 戸結20日	1882
3	享和 3年(1803)	9月	太兵衛	太兵衛	二関町	盜まれ物を内密に贋屋より取り廻し	勤めを召し放されたより役をそのまま召し使う	押込5日	1892
4	文化 4年(1807)	2月	太兵衛	吉郎兵衛	不明	町内で小頃奥行の節、役筋不似合いの取り計らい	押込5日	1913	
5	文化11年(1814)	7月	吉郎兵衛	吉郎兵衛	不明	留守の時、無宿等が博奕をしたのを不心得	販自明かし召し放し 戸結10日	1967	
6	文政2年(1819) ¹⁴	4月	与左衛門	与左衛門	一関町	一関村の者所払いを肝入に首尾させた	叱り	671	
7	天保 4年(1833)	4月	才三郎	自明かし	二関町	召捕者の節出村し、酒代金配分を受ける	押込5日 過料代10貫文	2079	
8	天保 4年(1833)	7月	源治	自明かし代	二関町	百姓喧嘩の節、捕縛者取り逃がし	役管召し放し 押込3日	521	
9	天保 9年(1838)	4月	不明	自明かし下役	不明	召捕者の節、出奔立ち帰り者を覚えがないと主張	目明かし加勢召し放し 押込10日	1649	
10	天保 9年(1838)	9月	源兵衛	自明かし加勢	二関町	召捕者の節、取り締いの取り計らい	押込7日	1266	
11	天保 9年(1838)	9月	伊太夫	自明かし加勢	二関町	盜賊内済、謝礼金を受ける	1ヶ年奴	1267	
12	天保10年(1839)	2月	大吉	自明かし加勢	二関町	盜賊内済一件に立入内済	536		
13	天保10年(1839)	2月	佐兵衛	自明かし手先の体に偽り	鬼死駄村	妊娠の女繩始末、取り扱い過甚	1ヶ年奴	537	
14	天保14年(1843)	8月	浅井忠右衛門	自明かし加勢	二関町	牢舎20日	875		
15	弘化元年(1844)	12月	長次郎	自明かし加勢	一関町	御蔵入りへ密石の者吟味等閑	押込10日	2223	
16	安政 2年(1855)	7月	銀蔵	自明かし加勢	二関町	町場出没同心に留意、謹言	叱り	1087	
17	安政 3年(1856)	2月	惣十郎	不明	流金沢村	石拳へ行った際、十手・早縄を用意	押込15日	604	

【資料4】『増補 刑罪録』に見られるメリ役関係記事

No.	年	月	名前	居 留	住 所	記 事	内 容	刑罰
1	明和 8年(1771)	5月	喜太夫	メリ役	流金沢町	盜賊を一己の取り計らいで追いかけて	押込5日	通し番号 1769
2	寛政元年(1789)	10月	市太郎	メリ役	流高峰村	出奔者が要ね者を見逃す	メリ役召し放し、押込10日	1829
3	寛政2年(1790)	10月	久左衛門	メリ役	流涌津村	お尋ね者を数名見逃し、召捕の節無宿者の取り扱い	押込10日	1832
4	寛政10年(1798)	8月	久左衛門	メリ役	流金沢町	役防權國をもつて役目への申し出表裏	メリ役召し放し、牢舎100日	1221
5	享和元年(1801)	9月	樺蔵	メリ役	流金沢村	本所不心役の節、役筋不似合い	押込10日	271
6	享和3年(1803)	11月	樺蔵	メリ役	流金沢村	召捕者の節、役筋不似合い	戸締20日	1898
7	文化4年(1807)	2月	与惣太	日メリ役	流永村	召めを餘がれた身分で詮は取次	押込10日	1912
8	文化9年(1812)	12月	与惣太	撫者メリ役	市野々村	侍召仕の女無行儀の節、内済取り計らい等	牢舎20日	1951
9	文化14年(1817)	2月	与五右衛門	メリ役	流金沢町	他村の者を盜賊のみで召捕、無官同様の扱い	叱り	1981
10	文政9年(1826)	8月	喜蔵	メリ役	流金沢町	無官者召捕の節不始末	押込2日	2035
11	天保3年(1832)	11月	喜治右衛門	御部メリ役	流金沢町	他村の者を繩始末の節、横目へ脚踏で御部免	御部メリ役差免 戸締20日	518
12	天保4年(1833)	4月	三麿	メリ役	面町	一闇村の者所払いを併入に首尾させた	叱り	2079
13	天保4年(1833)	7月	權左衛門	組頭・メリ役兼帶	流涌津村	尊委・酒代金を受けて同類取り込み	組頭・メリ役兼帶召し放し 3ヶ年奴	692
14	天保4年(1833)	7月	七兵衛	メリ役	流櫻嶋村	尊委・身に来ながら、酒代金を受けて早速し	メリ役召し放し 1ヶ年奴	694
15	天保4年(1833)	7月	卯十郎	メリ役	流涌津村	召捕者の節、横目を案内し、酒代金を受けてわざと門違い	メリ役召し放し、牢舎10日	1250
16	天保6年(1835)	12月	文平	メリ役	流涌津町	金錢取引等闇	叱り	2089
17	天保9年(1838)	4月	卯十郎	メリ役	流涌津町	肝入駄曲との往来を無吟味	押込5日	2132
18	天保9年(1838)	12月	文平	メリ役	流山智沢村	密篋渡り、その一部を自由にする、賣人より酒代金を受ける	メリ役召し放し	1433
19	天保10年(1839)	8月	松治	メリ役	東山智沢村	密鐵包一件に立ち入り内済取り計らい	叱り	1276
20	天保10年(1839)	8月	三右衛門	メリ役	流山智沢町	退放者不吟味、取り逃がし	押込5日	1659
21	天保11年(1840)	5月	利吉	メリ役	流金沢町	謝礼金を取り、盗難一件内済取り計らい	1ヶ年奴	1278
22	天保14年(1843)	8月	久治	メリ役	東山智沢村	隣村の故障へ立ち入りながら役筋不似合い	押込5日	2194
23	天保14年(1843)	8月	樺蔵	メリ役	東山南小梨村	不正の勤め方	吟底中出	2530
24	弘化元年(1844)	4月	常五郎	東山御部メリ役	北小梨村	不正の所為を見逃し、事ら内済を事とする	牢舎10日	1300
25	弘化元年(1844)	4月	源三郎	流御部メリ役加勢	清水村	盗品につき不吟味	叱り	2221
26	弘化元年(1844)	8月	三右衛門	メリ役	流涌津町	盗物一件不吟味、金子を愛領し聞き流し	メリ役召し放し、牢舎10日	1055
27	弘化元年(1844)	8月	源蔵	流御部メリ役	金沢町	盗物一件につき勧め方不奸	御部メリ役召し放し 戸締10日	1056
28	弘化2年(1845)	3月	久治	東山御部メリ役	摺沢村	謝礼金を取り、吟味中の者を寺へ駆け入らせる	戸締10日	560
29	弘化3年(1846)	5月	源三郎	御部メリ役加勢	清水町	他村の者吟味過甚、御懲け	戸締15日	879
30	弘化3年(1846)	11月	政吉	メリ役三右衛門二男	流涌津町	博姿、一旦逃げ去り	牢舎10日	736
31	弘化3年(1846)	11月	政太郎	メリ役三右衛門二女	流涌津町	博姿へ踏み込みながら、罰札金を受けて内済取り計らい	1ヶ年奴	754
32	弘化4年(1847)	6月	三右衛門	メリ役	流涌津町	博姿場へ踏み込みながら、罰札金を受けて内済取り計らい	御部メリ役召し放し、過料代3貫文	755
33	弘化4年(1847)	6月	石川源蔵	流御部メリ役	市野々村	監査方牢忽、役筋不似合い	メリ役召し放し、押込5日	1075
34	安政元年(1854)	2月	文十郎	御部	流金沢町	謝礼を受納して、他村紛失物一件に立ち入り内済聞き流し	御部メリ役加勢召し放し 押込3日	2344
35	安政2年(1855)	5月	徳蔵	御部	流金沢町	紛失物一件内済につき聞き流し	押込3日宛	2346
36	安政2年(1855)	5月	若浪吉兵衛	メリ役	流涌津町	メリ役勤仕中、田地不正に立ち入り、牢忽	叱り	2364
37	安政3年(1856)	10月	笠十郎	日メリ役	流金沢町			